

火災共済 重要事項説明書

2024年10月



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

【契約概要・注意喚起情報およびその他ご留意いただきたいこと】

- 本書面は火災共済に関する重要な事項を説明しております。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはご契約いただく共済種類の普通共済約款・特約をご参照ください。
- ▶ご契約者以外にこの共済の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも本書面に記載の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

この重要事項説明書は、火災共済をご契約いただくにあたっての重要な事項である「契約概要」「注意喚起情報」および「その他ご留意いただきたいこと」で構成されています。いずれも大切な事項についてのご説明となっておりますので、十分にご確認ください。

火災共済商品の正式名称およびその略称

この重要事項説明書は、 右記5種の共済について 記載しております。 (左側：正式名称 右側：略称)	新総合火災共済 普通共済約款	新総合火災共済
	普通火災共済 普通共済約款(住宅・普通物件用)	普通火災共済
	普通火災共済 普通共済約款(工場物件用)	普通火災共済(工場物件用)
	普通火災共済 普通共済約款Ⅱ(住宅・非住宅物件用)	普通火災共済Ⅱ
	総合火災共済 普通共済約款	総合火災共済

I 契約概要

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。

A 全火災共済共通

1 ご利用にあたって

当組合は組合員のための協同組合として相互扶助の精神の下に運営されており、初めて当組合をご利用いただく中小企業者の方は、2口(1口100円)以上の出資金を払い込みいただいたうえでご加入ください。

2 用語のご説明

この書面における主な用語の定義は以下のとおりです。なお、各共済種類の普通共済約款・特約にも「用語の定義」が記載されておりますのでご参照ください。

【約款記載例：共済期間、損害、建物、敷地内等】

【約款】

① 普通共済約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
② 特約	オプションとなる補償内容など普通共済約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象(者)等】

③ 共済契約者	当組合に共済契約の申込みをされる方で、共済掛金の支払義務を負う方をいいます。
④ 被共済者	共済契約により補償を受けられる方をいいます。
⑤ 共済の対象	共済契約により補償されるものをいいます。
⑥ 共済掛金	共済契約者が共済契約に基づいて組合に払い込むべき金銭をいいます。
⑦ 共済金	普通共済約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に組合がお支払いすべき金銭をいいます。
⑧ 共済金額	共済契約により補償される損害が発生した場合に組合が支払うべき共済金の限度額をいいます。
⑨ 時価額	共済の対象の再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、共済の対象に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。
⑩ 再調達価額	共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
⑪ 危険	損害の発生の可能性をいいます。

3 ご契約者について

1. 出資金を払い込まれ、組合員となった方
 2. 組合員の方と生計を一にする親族の方
 3. 組合員である組合の構成員の方
 4. 員外※(上記1. 2. 3. 以外)の方
- ※員外利用の割合には制限があります。

4 共済期間(共済のご契約期間)

この共済の共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。共済契約の継続に関する特約をセットした場合、総共済期間をあらかじめ指定していただき、その範囲内で共済契約を自動的に継続していただくことができます。

詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの共済期間につきましては、申込書をご確認ください。

5 共済掛金

共済掛金は、共済金額・共済期間・建物の所在地・構造・建築年数・払込方法等によって決定されます。詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの共済掛金につきましては、申込書をご確認ください。

6 共済掛金の払込方法

ご契約と同時に共済掛金の全額を払い込む一時払と長期契約の共済掛金を1年ごとに払い込む長期年払があります。口座振替方式※1による共済掛金の払い込みをご希望の場合はご契約時にお申し出ください。

払込方式	払込方法	
	一時払	長期年払
口座振替方式	○	○※2
直接集金方式	○	×

※1「口座振替方式」による払い込みの場合、共済掛金の払込みに関する特約および追加共済掛金の払込みに関する特約が自動セットされます。

※2共済期間に応じて割引率が設定されております。詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

7 満期返れい金および契約者割戻し

この共済に満期返れい金および契約者割戻しはありません。

8 解約返れい金の有無

ご契約を解約(解除)される場合は、取扱代理所または当組合までご連絡ください。なお、ご解約に際しましては、ご契約時の条件により、ご契約の共済期間のうち未経過であった期間の共済掛金を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

B 新総合火災共済

1 共済の仕組み

- (1) 火災をはじめとする様々な偶然な事故等により、共済の対象に発生した損害や費用を補償する共済です。
- (2) 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が、専用住宅または住居および事業に併用される物件である併用住宅である場合にご契約いただける共済です。
- (3) 補償範囲の異なる4つのタイプ「A型」「B型」「C型」「D型」があり、いずれかの補償タイプをご選択のうえ、ご契約いただきます。
- (○：補償されます。×：補償されません。△：補償の有無を選択できます。)

事故および費用の種類		補償タイプ			
		A 型	B 型	C 型	D 型
損害共済金	①火災・落雷・破裂・爆発	○	○	○	○
	②風災・雹災・雪災	×	○	○	○
	③水災	×	×	×	○
	④	×	×	○	○
	外部からの物体の落下、飛来				
	水漏れ				
	騒擾				
費用共済金	⑤臨時費用共済金	△	△	△	△
	⑥地震火災費用共済金	×	○	○	○
	⑦残存物取片づけ費用共済金	○	○	○	○
	⑧凍結水道管修理費用共済金 (注)共済の対象が建物の場合のみ	○	○	○	○
	損害防止費用	○	○	○	○

- (4) 共済金の支払基準を新価でご契約いただきます。共済金の支払基準については、**B 新総合火災共済 4 評価基準・共済金支払基準とお支払いする共済金の額** (P. 2) をご参照ください。

2 共済の対象

新総合火災共済では、兵庫県内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)*の建物*^{※1}および家財一式*^{※2※3※4}を共済の対象としてご契約いただくことができます。また、特約のセットにより、設備・什器等、商品・製品等を共済の対象とすることができます。

※1 建物*のみのご契約の場合、建物内収容動産(家財一式を含む。)*は補償の対象になりません。

※2 次に掲げる物は、家財一式に含まれません。

- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車)、船舶および航空機
- 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物(家財一式を共済の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償タイプ(C型・D型)を選択している場合で、通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等、預貯金証書に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを共済の対象として取扱います。)
- 動物および植物
- 商品およびこれらに類する物
- 業務用の設備・什器等
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

※3 家財一式には、ご契約時にご申告いただき、共済契約申込書に明記しないと共済の対象に含まれない物があります。具体的には、以下に掲げる物です。(これらを「明記物件」といいます。)

- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

※4 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車は、特別の約定がない限り、家財に含まれます。

3 主な補償内容

基本となる補償の概要は次のとおりです。詳しくは新総合火災共済の普通共済約款・特約をご参照ください。

なお、共済金をお支払いできない場合については、**II 注意喚起情報**

6 共済金をお支払いできない主な場合 (P. 6) をご参照ください。

基本となる補償

事故および費用の種類		共済金をお支払いする場合
損害共済金	①火災・落雷・破裂・爆発	火災(消火活動による水濡れを含みます。)* 落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象)
	②風災・雹災・雪災 ^{※1※2}	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災、雹災または豪雪(雪の重み、落下等による事故)、雪崩による雪災
	③水災 ^{※3}	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
損害共済金	④	外部からの物体の落下、飛来 建物の外部からの物体の落下や飛来・衝突・接触もしくは倒壊、建物内部での車両の衝突または接触
		水濡れ 給排水設備に生じた事故による漏水、放水、溢水(水があふれることをいいます。)*または他人の占有する戸室で生じた事故による水濡れ(②および③の事故を除きます。)*
	④	騒擾 騒擾等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
		盗難 盗難によって共済の対象について生じた盗取、損傷、汚損
	⑤臨時費用共済金	損害共済金を支払われる場合(補償の有無を選択できます。)*
費用共済金	⑥地震火災費用共済金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって半焼以上の損害を受けた場合
	⑦残存物取片づけ費用共済金	残存物の取片づけに必要な費用を支出した場合
	⑧凍結水道管修理費用 (注)共済の対象が建物の場合のみ	専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合
損害防止費用		①による損害の発生・拡大の防止に必要なまたは有益な費用を支出した場合

※1 「損害の額が20万円以上の場合に補償」に変更することができます。

※2 お支払いする損害共済金の額は、損害の額から共済契約証書に記載された自己負担額を差し引いた額となります。なお、共済契約証書に自己負担額の記載がない場合は適用されません。

※3 次のア、またはイ、のいずれかの場合に共済金をお支払いします。
ア. 評価額の30%以上の損害が生じた場合(損害の割合は共済の対象ごとに判定します。)*

イ. 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、共済の対象に損害が生じた場合。
なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(敷敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)*を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)*より45cmを超える浸水をいいます。

4 評価基準・共済金支払基準とお支払いする共済金の額

共済金額は「新価」を基準としてご契約いただきます。それぞれの基準およびお支払いする損害共済金・費用共済金は以下のとおりです。また、「自己負担額」をご契約時に決めていただきます。(自己負担額が差し引かれるのは風災・雹災・雪災による事故の場合のみとなります。)*詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

1. 共済金額の設定

共済の対象ごとの評価基準・共済金支払基準は下表のとおりとなります。共済の対象ごとの共済金額の設定の範囲内で共済金額をお決めください。

共済の対象	評価基準・共済金支払基準	共済金額の設定	お支払い例 (自己負担額を0円とした場合)
建物	新価・実損払 (評価済)	新価の30%~100%の範囲内で、共済金額を設定することができます。	 共済の対象の協定再調達価額(新価) 1,000万円 共済金額 800万円
家財一式	新価・実損払 (罹災時再評価)	新価の範囲内で、共済金額を設定することができます。	 共済金額は協定再調達価額(新価)の範囲内 半損
明記物件	時価額	時価の範囲内で共済金額を設定することができます。	 協定再調達価額(再調達価額)を基準とした損害の額 500万円 お支払いする共済金 500万円

(注1) 共済の対象の価額いっぽいに共済金額を設定しておきませんと事故の際に、損害の額に対して共済金が不足する場合があります。

(注2) 共済の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分は共済金のお支払いの対象になりません。(ムダになります。)

なお、契約締結時に共済金額が評価額を超過しており、ご契約者の故意または重大な過失がなかった場合は、超過部分について取り消すことができます。その取り消された部分に対応する共済掛金は全額返還します。

(注3) 1つの共済の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも共済掛金の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

2. お支払いする損害共済金の額

① **新総合火災共済** ③ **主な補償内容** (P.2) ①②④の事故

共済の対象	評価基準・共済金支払基準	損害共済金の額 (共済金額限度)
建物※1	新価・実損払 (評価済)	損害共済金＝ 修理費用※2 (協定再調達価額限度)－自己負担額※3
家財一式※4 (設備・什器等※4 商品・製品等)	新価・実損払 (罹災時再評価)	損害共済金＝ 修理費用※2 (再調達価額限度)－自己負担額※3
明記物件※5	時価額	損害共済金＝ 時価額を基準とした損害の額－自己負担額※3

※1 建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については共済金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、共済金額を決めてご契約ください。

※2 修理に伴って生じた残存物がある場合は、損害の額からその価額を差し引いて共済金をお支払いします。

※3 **新総合火災共済** ③ **主な補償内容** (P.2) ②の事故 (風災・雹災・雪災) の場合のみ差し引きます。なお、共済契約証書に自己負担額の記載がない場合は適用されません。

※4 通貨・預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害の額をお支払いします。

事故の種類	限度額			
通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等の盗難	家財	20万円	設備・什器等	20万円
預貯金証書の盗難		200万円または共済金額のいずれか低い額		

※5 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財、設備・什器等の共済金額のいずれか低い額を限度とします。

② **新総合火災共済** ③ **主な補償内容** (P.2) ③の事故

共済の対象	損害の程度	お支払いする共済金
建物、家財一式	共済価額※1の30%以上のとき	損害の額 (共済金額限度)
	床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水	共済金額×20% (1事故1敷地内300万円または損害額のいずれか低い額が限度)
	共済価額※1の15%以上30%未満のとき	共済金額×10% (1事故1敷地内150万円または損害額のいずれか低い額が限度)
設備・什器等、商品・製品等※2	床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水	共済金額×25% (1事故1敷地内500万円または損害額のいずれか低い額が限度)

※1 共済価額は「建物」：協定再調達価額 「家財」：再調達価額となります。

※2 設備・什器等損害特約、商品・製品等損害特約をセットした場合

3. お支払いする費用共済金の額

お支払いする費用共済金は下表のとおりです。お支払いする場合については、新総合火災共済の普通共済約款・特約をご参照ください。

費用共済金	お支払いする費用共済金
臨時費用共済金※1	損害共済金×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)
地震火災費用共済金※2	共済金額×5%(1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度)
残存物取片づけ費用共済金	実費(損害共済金×10%限度)
凍結水道管修理費用共済金	実費(1回の事故につき1敷地内ごとに10万円限度)

※1 「補償あり」を選択した場合にお支払いします。

※2 地震危険補償特約、地震見舞金補償特約のセットの有無に関わらずお支払いします。(補償タイプ「A型」はお支払いの対象になりません。)

新総合火災共済以外の共済商品

1 共済の仕組み

(1) 火災をはじめとする様々な偶然な事故等により、共済の対象に発生した損害や費用を補償する共済です。

(2) 共済の対象である建物または共済の対象である家財、設備・什器、

商品・製品等を収容する建物が、新総合火災共済にご契約いただくことができる専用住宅および併用住宅に加え、事業のみに使用される物件もご契約いただけます。

(3) 補償する事故の組み合わせを変えた4種類の共済(普通火災共済、普通火災共済Ⅱ、総合火災共済、普通火災共済(工場物件用))がありますので、ご契約者のご希望に合致する共済をご選択のうえご契約いただけます。

(○：補償されます。 ×：補償されません。 △：所定の特約をセットした場合、補償されます。)

共済の種類		普通火災			普通火災Ⅱ		総合火災	
事故および費用の種類	物件の種類	住宅物件	普通物件	工場物件	住宅物件	非住宅物件	住宅物件	非住宅物件
	住宅物件	普通物件	工場物件	住宅物件	非住宅物件	住宅物件	非住宅物件	住宅物件
損害共済金	①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○
	②風災・雹災・雪災	○	○	○	△	△	○	○
	③建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触	×	×	○	△	△	○	○
	④水漏れ	×	×	○	△	△	○	○
	⑤騒擾／労働争議	×	×	○	△	△	○	○
	⑥盗難	×	×	×	△	△	○	○
	⑦水災	×	×	△	△	△	○	○
費用共済金	⑧臨時費用共済金	○	○	○	△	△	○	○
	⑨残存物取片づけ費用共済金	○	○	○	△	△	○	○
	⑩失火見舞費用共済金	○	○	○	△	△	○	○
	⑪地震火災費用共済金	○	○	○	△	△	○	○
	⑫修理付帯費用共済金	×	○	○	×	△	×	○
損害防止費用		○	○	○	△	△	○	○

(4) 共済金の支払基準を「時価」でご契約いただけます。共済金の支払基準については、**新総合火災共済以外の共済商品** ④ **評価基準・共済金支払基準とお支払いする共済金の額** (P.4) をご参照ください。(所定の特約をセットすることで共済金の支払基準を「新価」にすることができる場合があります。)

2 共済の対象

下表の共済の種類の火災共済は、兵庫県内にある建物および動産等を共済の対象としてご契約いただくことができます。(共済の種類・物件の種類ごとにご契約いただける共済の対象は下表のとおりです。)

共済の種類	普通火災			普通火災Ⅱ		総合火災	
物件の種類※1	住宅物件	普通物件	工場物件	住宅物件	非住宅物件	住宅物件	非住宅物件
共済の対象	住宅物件	普通物件	工場物件	住宅物件	非住宅物件	住宅物件	非住宅物件
建物※2	○	○	○	○	○	○	○
建物内収容家財	○	○※3	○※3	○	○※3	○	○※3
建物内収容の什器・備品、機械・設備、商品・製品等	×	○	○	×	○	×	○
屋外設備・装置、野積みの動産	○	○	○	○	○	×	×

※1 住宅物件：住居のみに使用される物件。普通物件：店舗、事務所、併用住宅、小規模作業所等。工場物件：工業上の動力・電力・作業人員が一定規模以上の工場等。なお、工場物件は、普通火災共済(工場物件用)にのみご契約いただくことができ、工場物件用以外の普通火災共済とは補償範囲が異なります。

※2 建物のみのご契約の場合、建物内収容動産は補償の対象になりません。

※3 併用住宅にかぎりません。

(注) ご契約時にご申告いただき、共済契約申込書に明記しないと共済の対象に含まれない物があります。具体的には、以下に掲げる物です。(これらを「明記物件」といいます。)

- ・通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物(普通火災共済の場合)
- ・自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を除きます。)(普通火災共済の場合)
- ・貴金属、宝石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

3 主な補償内容

基本となる補償の概要は次のとおりです。詳しくはご契約いただく共済種類の普通共済約款・特約をご参照ください。

なお、共済金をお支払いできない場合については、**II 注意喚起情報**

6 共済金をお支払いできない主な場合 (P.6) をご参照ください。

基本となる補償

事故および費用の種類	共済金をお支払いする場合
① 火災、落雷、破裂・爆発	火災(消火活動による水濡れを含みます。)落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象)
② 風災・雹災・雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災、雹災または豪雪(雪の重み、落下等による事故)、雪崩による雪災 損害の額が20万円以上となった場合にかぎり ます。 ^{※1}
③ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触	建物の外部からの物体の落下や飛来・衝突・接触もしくは倒壊、建物内部での車両の衝突または接触 ^{※2}
④ 水濡れ	給排水設備に生じた事故による漏水、放水、溢水(水があふれること)をいいます。)または他人の占有する戸室で生じた事故による水濡れ(② および ⑦ の事故を除きます。)
⑤ 騒擾／労働争議 ^{※3}	騒擾等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
⑥ 盗難 ^{※4}	盗難によって共済の対象について生じた盗取、損傷、汚損
⑦ 水災 ^{※5}	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
⑧ 臨時費用共済金	①～⑤ の共済金が支払われるとき、臨時の出費のための費用
⑨ 残存物取片づけ費用共済金	①～⑤ の共済金が支払われるとき、損害を受けた共済の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出した場合
⑩ 失火見舞費用共済金	① の事故(落雷は除きます。)で他人の所有物に損害を与えたとき、近隣に延焼などの被害が及んだ場合
⑪ 地震火災費用共済金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、建物が半焼以上または共済の対象である家財が全焼になったとき
⑫ 修理付帯費用共済金(居住部分は除く。)	① の事故により共済の対象に損害が生じた結果、その共済の対象の復旧に要した費用のうち、組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用
損害防止費用	① による損害の発生・拡大の防止に必要なまたは有益な費用を支出した場合

- ※1 風災等支払方法拡充特約をセットすることにより、損害の額が20万円未満の場合でも対象とすることができます。
- ※2 工場物件は、航空機の墜落・接触もしくは航空機からの物体の落下または車両の衝突・接触により、共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったときに共済金をお支払いします。
- ※3 工場物件は、共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったときに共済金をお支払いします。
- ※4 明記物件のうち1個または1組の価額が30万円を超える宝石、貴金属、美術品などは、1回の事故につき1個または1組ごとに100万円を限度に共済金をお支払いします。
- ※5 次のア、またはイ、のいずれかの場合に共済金をお支払いします。
- ア. 共済の対象が建物または家財の場合で、評価額の30%以上の損害が生じた場合(損害の割合は共済の対象ごとに判定します。)
- イ. 共済の対象である建物または共済の対象である動産を収容する建物が床上浸水を被った結果、共済の対象に損害が生じた場合。
- なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

4 評価基準・共済金支払基準とお支払いする共済金の額

共済金額は「時価」を基準としてご契約いただきます。それぞれの基準およびお支払いする損害共済金・費用共済金は以下のとおりです。

1. 共済金額の設定

共済の対象	評価基準・共済金支払基準	共済金額の設定	お支払い例 住宅物件および総合火災共済の場合
建物 家財一式 什器・備品 機械・設備 商品・製品	時価・比例払 (罹災時再評価)	時価の範囲内で共済金額を設定することができます。	

--	--	--	--

- (注1) 下記特約をセットすることにより、「評価基準・共済金支払基準」を新価にすることができます。(商品・製品にはセットできません。)
- 共済の対象が建物または家財一式の場合: 価額協定共済特約
- 共済の対象が建物、什器・備品、機械・設備の場合: 新価共済特約
- これらの特約をセットした場合は、共済金額の設定を「新価」の範囲内で設定ください。
- (注2) 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済金額は評価額(時価額または再調達価額)を基準に過不足なくお決めください。共済の対象の価額いっぱい共済金額を設定しておきませんと事故の際に、損害の額に対して共済金が不足する場合があります。
- (注3) 共済の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分は共済金のお支払いの対象になりません。(ムダになります。)
- なお、契約締結時に共済金額が評価額を超過しており、ご契約者の故意または重大な過失がなかった場合は、超過部分について取り消すことができます。その取り消された部分に対応する共済掛金は全額返還します。(工場物件の場合を除きます。)
- (注4) 1つの共済の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも共済掛金の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

2. お支払いする損害共済金の額

① **新総合火災共済以外の共済商品** **3 主な補償内容** (P.4) **①～⑥**の事故

事故の種類、共済の種類および物件の種類により、損害共済金を算出する際の算式が異なります。

事故の種類	共済の種類・物件の種類	下表の算式
② の事故	すべての共済の種類・物件の種類	あ 共済金額
①、③～⑥ の事故	共済の種類が普通火災・普通火災Ⅱで 住宅物件以外のとき	共済価額
	住宅物件のとき	い 共済金額
	共済の種類が総合火災のとき	共済価額×80%

共済の対象	評価基準・共済金支払基準	損害共済金の額(共済金額限度)
建物 ^{※1} 家財一式 ^{※5} 什器・備品 ^{※5} 機械・設備 商品・製品	時価 ^{※2} ・比例払 ^{※3} (罹災時再評価)	$\text{損害共済金} = \frac{\text{時価} \times \text{額を基準とした損害の額}^{\text{※4}}}{\text{時価}} \times \text{あまたはい}^{\text{の算式}}$

- ※1 建物のみのご契約の場合、建物に収容される動産の損害については共済金をお支払いできません。動産について補償をご希望される場合は、別途、共済金額を決めてご契約ください。
- ※2 価額協定共済特約または新価共済特約をセットした場合には、時価は新価と読み替えて適用します。ただし、商品・製品には、これらの特約はセットできません。また、家財、設備・什器にこの特約をセットした場合でも、明記物件は時価となります。
- ※3 価額協定共済特約をセットした場合の共済金支払基準は新価・実損払となります。
- ※4 修理に伴って生じた残存物がある場合は、損害の額からその価額を差し引きます。また、時価のご契約の場合、修理によって共済の対象の時価額が増加したときには、その増加額(共済の対象の種類や維持・管理の状況等によって上限を定めています。)を差し引きます。時価・比例払でご契約いただく場合は、ご契約いただく共済種類の普通共済約款・特約をご参照ください。
- ※5 **⑥**の事故の場合、次のことにご注意ください。
- ア. 通貨・預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害の額をお支払いします。

共済の対象	事故の種類	限度額
家財一式	生活用通貨の盗難	20万円
	生活用の預貯金証書の盗難	200万円
什器・備品	業務用通貨の盗難	30万円
	業務用の預貯金証書の盗難	300万円

- イ. 明記物件の場合、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財、什器・備品等の共済金額のいずれか低い額を限度とします。
- ウ. 共済の対象が商品・製品等の場合は補償されません。

共済の対象	損害の程度		お支払いする共済金
建物、 家財	共済価額の30%以上のとき		共済金額×損害の額/共済価額
	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害 (住宅物件は床上浸水)	共済価額の15%以上30%未満のとき	共済金額×20% (1事故1敷地内300万円または損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額が限度)
		共済価額の15%未満のとき	共済金額×10% (1事故1敷地内150万円または損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額が限度)
設備・什器等 商品・製品等	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水		共済金額×25% (1事故1敷地内500万円または損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額が限度※)

※ 水害共済金補償特約(工場物件用)をセットした場合は、1事故1敷地内1,000万円または損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額が限度となります。

3. お支払いする費用共済金の額

お支払いする費用共済金は下表のとおりです。(普通火災共済Ⅱは、所定の特約をセットした場合のみお支払いの対象になります。) お支払いする場合については、ご契約いただく共済種類の普通共済約款・特約等をご参照ください。

費用共済金	お支払いする費用共済金
臨時費用共済金※1	損害共済金×30%(1回の事故につき、1敷地内ごとに住宅物件の場合100万円、非住宅物件の場合500万円限度)
残存物取片づけ費用共済金	実費(損害共済金×10%限度)
失火見舞費用共済金	被災世帯数×20万円(1回の事故につき、1敷地内ごとに共済金額×20%限度)
地震火災費用共済金※2	共済金額×5%(1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合2,000万円限度)
修理付帯費用共済金※3	共済金額×30%(1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円、工場物件の場合5,000万円限度)

- ※1 新価共済特約・価額協定共済特約をセットした場合の支払割合および限度額は、損害共済金×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)
- ※2 地震危険補償特約、地震見舞金補償特約のセットの有無に関わらずお支払いします。
- ※3 非住宅物件のみを対象とする費用共済金です。(物件の種類に関わらず居住部分は対象になりません。)

D 火災共済にセットできる主な特約とその概要

この共済にセットできる主な特約とその共済金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しくは、ご契約いただく共済種類の普通共済約款・特約等をご参照ください。

共済種類 セットできる 主な特約	新総合火災	普通火災			普通火災Ⅱ		総合火災	
		住宅物件	普通物件	工場物件	住宅物件	非住宅物件	住宅物件	非住宅物件
新価共済特約	×	○	○	○	○	○	○	○
価額協定共済特約	×	○	○	×	○	○	○	○
地震危険補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○
地震見舞金補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○
設備・什器等損害特約	○	×	×	×	×	×	×	×
商品・製品等損害特約	○	×	×	×	×	×	×	×
借家人賠償責任補償特約	○	○	○	×	○	○	○	○
類焼見舞金補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○

特約	共済金をお支払いする主な場合
新価共済特約	損害が生じた地および時において、共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するために必要な金額(再調達価額)で共済金額を設定します。共済金は共済金額を限度として損害の額をお支払いします。(一部契約の場合は、比例てん補によるお支払いとなります。)
価額協定共済特約	損害が生じた地および時と同等の建物や家財を再築・再取得するために必要な金額(再調達価額)で共済金額を設定します。共済金は共済金額を限

	度として損害の額をお支払いします。また、全損により共済契約が終了する場合は、特別費用共済金をお支払いします。
地震危険補償特約	①地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって主契約の共済の対象である建物について生じた損害が全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の区分に該当する場合 ②地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が使用不能※に至った場合 ※一時的に使用不能となった場合を除きます。
地震見舞金補償特約(注1)	①地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、主契約の共済の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合 ②地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が使用不能に至った場合 ③地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合
設備・什器等損害特約(注2)	共済契約証書記載の建物に収容される被共済者が所有する設備・什器等の動産に損害が生じた場合
商品・製品等損害特約(注2)	共済契約証書記載の建物に収容される被共済者が所有する商品・製品等の動産に損害が生じた場合
借家人賠償責任補償特約(注3)	建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借用戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
類焼見舞金補償特約	火災、破裂または爆発によって、近隣の建物および収容動産に損害を与えた場合 ※この特約によってお支払いする共済金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこの共済契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者から、この補償内容をお伝えください。

(注1) 1回の地震等による火災共済協同組合全組合の地震見舞金総額が50億円を超える場合、お支払いする地震見舞金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(令和6年10月現在)

お支払いする地震見舞金＝
算出された地震見舞金の額× $\frac{50\text{億円}}{\text{算出された地震見舞金総額}}$

(72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。)

- (注2) 共済の対象となる建物の用途が併用住宅の場合にかぎりません。
- (注3) 他の共済契約や保険契約がある場合で、この特約をそれぞれにセットすると、補償に重複が生じることがありますのでご注意ください。ただし、補償の重複をなくすために複数のご契約に同様の特約をセットしない場合は、特約をセットしたご契約を解約すると、補償がなくなってしまう場合があります。このような場合には、他のご契約に特約を追加でセットし、補償が縮小されないようにご注意ください。

Ⅱ 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。

1 クーリングオフ制度

共済期間(共済のご契約期間)が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

(注)すでに共済金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

- (1) お客さまがご契約を申込みされた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内に当組合あてに郵送またはEメールで下記【あて先】までお申し出ください。
- (2) 郵送の場合は書面をお送りいただいた消印日、Eメールの場合はEメールをご送信いただいた送信日をお申出日とさせていただきます。
(注) ご契約を申込みされた取扱代理所では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- (3) 書面またはEメールには【記入例】を参考に必要事項をご記入ください。
- (4) クーリングオフされた場合は、すでに払込みいただいた共済掛金をすみやかにお客さまにお返しします。また、取扱代理所および当組合はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。
(注) ご契約期間の初日以降にクーリングオフをお申し出される場合は、共済期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する共済掛金を日割りでお支払いいただく場合がございます。

<クーリングオフできない場合>

- 次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。
- ・共済期間が1年以下のご契約(自動継続特約を付帯した契約を含みます。)
 - ・営業または事業のためのご契約
 - ・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
 - ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(共済金請求権に質権が設定されたご契約等)
 - ・第三者の担保に供せられているご契約

【あて先】	郵送	〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28 4F 兵庫県共済協同組合 クーリングオフ係 行
	Eメール	info@hyogo-kyosai.or.jp

【記入例】

下記共済契約をクーリングオフします。	
申込者住所:〇〇〇〇〇〇〇〇	契約証書番号:〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名:〇〇〇〇〇〇〇〇	印領収証番号:〇〇〇〇〇〇〇〇
連絡先電話番号:〇〇〇〇〇	共済期間:令和〇年〇月〇日
申込日:令和〇年〇月〇日	～令和〇年〇月〇日
共済種類:〇〇〇〇〇〇	取扱代理所名:〇〇〇〇〇〇

2 告知義務・通知義務

1. 契約締結時における注意事項(申込書の記載上の注意事項)
ご契約者または被共済者には、共済契約の締結に際し、当組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)(にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合は、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。
この共済では、申込書に★印が付されている項目が告知事項となります。(工場物件の場合は、申込書上のすべての項目が告知事項となります。)

主な告知事項

- 共済の対象の所在地
- 共済の対象およびこれを収容する建物の構造・用途(用法)
- 住居部分の有無
- 建物内の職作業(専用住宅の場合は記入不要です。)
- 作業規模(専用住宅の場合は記入不要です。)
- すでにご契約されている他の共済契約や保険契約のうち、共済の対象が同一であり、同種の危険を補償しているものの有無 など
- (注1) ご契約者には、建物の評価に関する事項(建物の構造および建築時における新築価額)について、共済契約申込書に事実を正確に記載していただく必要があります。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合は、お支払いする共済金が削減される場合がありますのでご注意ください。
- (注2) 類似の他の共済契約や保険契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

2. 契約締結後における留意事項(通知義務など)
ご契約者または被共済者には、共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)(に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合は、すでに発生している事故について共済金をお支払いできない場合や共済金を削減してお支払いすることがあります。
この共済では、申込書に☆印が付されている項目が通知事項となります。(工場物件の場合は、申込書上のすべての項目が通知事項となります。)

主な通知事項

- 共済の対象およびこれを収容する建物の構造または用途(用法)・耐火基準・建物内の職業(作業)の種類または作業規模を変更した場合 など
- 建物・家財などを引越しなどにより他の場所に移転する場合

- 建物の買い替えまたは建替えをする場合
- 建物の増築・改築・一部取り壊しを行った場合
- この共済契約で補償しない事故により共済の対象の一部が滅失した場合
※通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にもご連絡ください。
・建物などの売却・譲渡により名義を変更する場合
・住所または通知先を変更する場合
(注) 共済の対象の価額が著しく減少した場合は、共済金額の減額を請求することができます。また、共済金をお支払いすることとなる損害の発生の可能性(危険)が著しく減少した場合は、共済掛金の減額を請求することができます。

3 共済契約の無効・取消し・失効

- (1) ご契約者が共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、共済掛金は返還しません。
 - (2) ご契約者または被共済者の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合、共済掛金は返還しません。
 - (3) ご契約者または被共済者が共済の対象を譲渡した場合または共済の対象の全部が失われた場合※は、ご契約は失効となります。この場合、ご契約の共済期間のうち未経過であった期間の共済掛金を返還します。
- ※ Ⅲ その他ご留意いただきたいこと 7 万一事故が発生した場合は 6. (P.8) に該当する場合を除きます。

4 重大事由による共済契約の解除

- ご契約締結後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することができます。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。
- (1) ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
 - (2) 共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
 - (3) ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
 - (4) 上記(1)から(3)のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

5 共済責任の開始日時

- (1) 共済責任は、共済期間の初日の午後4時(申込書にこれと異なる時刻を記載している場合はその時刻)に始まります。
- (2) 共済掛金は、共済掛金の払込みに関する特約など所定の特約をセットした場合を除き、ご契約と同時に支払ってください。共済期間が始まった後であっても、取扱代理所または当組合が共済掛金を領収する前に生じた損害に対しては共済金をお支払いできません。

6 共済金をお支払いできない主な場合

- この共済では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金(費用共済金および特約をセットした場合を除きます。)(をお支払いできません。なお、ここでは共済金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは、ご契約いただく共済種類の普通共済約款・特約の「共済金を支払わない場合」に記載していただきますのでご参照ください。
- (1) ご契約者または被共済者の故意、重大な過失または法令違反
 - (2) 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - (3) 共済の対象である動産の置き忘れまたは紛失
 - (4) 共済の対象である動産が共済契約証書記載の建物外にある間に生じた事故(共済の種類が新総合火災共済で家財が共済の対象の場合の敷地内の宅配物・自転車・原動機付自転車を除く。)
 - (5) 運送業者等に託されている間に共済の対象に生じた事故
 - (6) 火災等の事故の際における共済の対象の盗難
 - (7) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (8) 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)(を原因とする損壊・埋没・流失
 - (9) 地震等による火災(延焼(延焼を含みます。))および火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災
 - (10) 核燃料物質に起因する事故
 - (11) 家財などを共済の対象とすること、価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等または設計書・図案、帳簿等につき申込書に明記されなかったものに生じた損害
 - (12) 風災・雹災・雪災の事故の際における損害の額が20万円に満たない場合(共済の種類が新総合火災共済以外の場合)
 - (13) 風災・雹災・雪災の事故の際における共済の対象である建物または共済の対象を収容する建物が、風災・雹災・雪災により損壊した箇所

- 以外からの吹込み・浸込み・漏入による風・雨・雹・雪・砂塵等の損害
- (14) 雪災の事故の際における融雪水の漏入または凍結による損害、融雪洪水および除雪作業による事故
- (15) 給排水設備の事故による水濡れ事故における給排水設備自体の損害
- (16) 水災の事故の際における共済の対象である建物または共済の対象を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らない事故（かつ、共済の対象が建物・家財の場合、損害の割合が共済価額の30%未満の事故）
- (17) 盗難の事故の際における商品・製品等を共済の対象とする場合の商品・製品等の盗難
- (18) 共済の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- (19) 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化（共済の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- (20) ねずみ食い、虫食い等
- (21) 共済の対象の通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

- (3) 門・塀・垣のみに生じた損害
- (4) 損害の程度が半壊に至らない損害 など
4. 共済期間
主契約の共済期間と合わせてご契約ください。
(注) この特約の共済期間は最長5年です。
5. 引受条件
(1) この特約の対象は、主契約の共済の対象であり、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす「建物」が対象となります。ただし、昭和56年5月31日以前に建築した「建物」であっても、新耐震基準と同等の耐震性能が確認できる場合には、対象となります。
なお、家財や設備、装置、機械、什器、備品や商品、製品などの「動産」は共済の対象とすることはできませんのでご注意ください。
(2) この特約の共済金額は主契約の共済金額の30%以上50%以下の範囲内で設定してください。共済金額は1建物1,000万円が限度となります。（マンションなどの区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。）
(3) この特約の共済掛金は、建物の所在地・構造により異なります。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する共済の対象の建物についてこの特約の新規契約はお引き受けできませんのでご注意ください。（同一物件・同一契約者・共済金額が同額以下の継続契約は除きます。）

6. 「地震保険」との違いについて
(1) この特約は、地震保険に関する法律（昭和41年5月18日法律第73号）に定める「地震保険」とは異なります。
(2) この特約は、「地震保険」と異なり、準半壊・一部損壊（半壊未満）の場合はお支払い対象となりませんのでご注意ください。
(3) この特約は、他の共済契約や保険契約からのお支払いの有無にかかわらず共済金をお支払いします。

8 共済掛金の払込猶予期間の取り扱い

共済掛金は払込期日までに払い込んでください。共済掛金を口座振替方式により払い込みいただく場合、払込期日の翌月末まで*猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても共済掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。
※口座振替の場合、共済掛金が払い込まれなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がないときにかぎり、払込期日の翌々月末までとなります。

9 解約と解約返れい金

ご契約を解約（解除）される場合は、取扱代理所または当組合までご連絡ください。解約の条件によっては、当組合の定めるところにより共済掛金を返還または未払込共済掛金をご請求させていただくことがあります。返還または請求する共済掛金の額は、共済掛金の払込方法により異なります。返還する共済掛金につきましては、払い込みいただいた共済掛金の合計額以下の金額となります。

III その他ご留意いただきたいこと

「契約概要」「注意喚起情報」のほかに、ご契約に際してご確認ください事項をこの「その他ご留意いただきたいこと」に記載しています。

1 契約締結時にご留意いただきたいこと

- (1) 共済掛金をお支払いいただきますと、当組合所定の共済掛金領収証が発行されますので確かめください。（口座振替の場合を除きます。）また、ご契約手続きから1か月を経過しても共済契約証書が届かない場合は、当組合にご照会ください。
(2) 共済組合等の間では、共済金の支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる共済契約等の状況や共済金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いせん。ご不明な点は当組合までご照会ください。
(3) 質権を設定される場合は、特段の申し出がないかぎり、ご契約者と質権者との間に共済契約証書は質権者が保管するとの合意があったものとして、質権者に共済契約証書を送付しますのでご了承ください。

2 取扱代理所の役割

取扱代理所は、共済契約の締結の代理権を有しており、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結、共済掛金の領収、共済掛金領収証の交付、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っています。

7 地震危険補償特約においてご注意くださいこと

1. 特約の仕組み
建物が共済の対象である契約には、ご希望により地震危険補償特約をセットすることができる場合があります。（地震危険補償特約を単独でご契約いただくことはできません。）
2. 補償内容
(1) 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物に次の損害が生じた場合に地震共済金をお支払いします。なお、損害の程度の認定は、り災証明書が発行された場合、り災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。（非住家物件に対し、り災証明書が発行されない場合、当組合が下表の認定の基準に従って被害認定を行ったうえで、地震共済金をお支払いします。）

損害の 程度	認定の基準		
	建物の主要な 構成要素 ^(注) の損害割合	焼失または 流失した床面積	お支払いする 地震共済金
全壊	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	地震共済金額× 100% (時価が限度)
大規模 半壊	建物の時価の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	地震共済金額× 60% (時価の60%が限度)
中規模 半壊	建物の時価の 30%以上40%未満	建物の延床面積の 30%以上50%未満	地震共済金額× 30% (時価の30%が限度)
半壊	建物の時価の 20%以上30%未満	建物の延床面積の 20%以上30%未満	
半壊に至らない損害(準半壊・一部損壊)は地震共済金をお支払いできません。			

- (注) 建物の構成要素のうち造作等を除いたもの（「屋根、柱（または耐力壁）、床（階段を含む。）、外壁、内壁、天井、建具、基礎」等）であって、建物の一部として固定された設備を含みます。
- (2) 損害の程度が「全壊」と認定された場合には、この特約の補償はその損害が生じたときにさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震による損害は補償されません。
- (3) 1回の地震等による火災共済協同組合全組合の地震共済金総額が80億円を超える場合、お支払いする地震共済金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。（令和6年10月現在）

お支払いする地震共済金＝

算出された地震共済金の額 × _____

（72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。）

3. 地震共済金をお支払いできない主な場合等
(1) 対象建物に収容されている家財や設備、装置、機械、什器、備品や商品、製品などの動産に生じた損害
(2) 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害

ます。したがって、取扱代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。

3 共済金の削減、共済掛金の追徴

当組合は損失金のでん補のため、共済金を削減または共済掛金を追徴することがあります。

4 共済事業の実施方法について

- (1) この共済は、当組合と全日本火災共済協同組合連合会（以下、「日火連」といいます。）が共同して事業を行っております。この共同事業により、両者は連帯して共済契約上の責任を負います。
- (2) ご契約の申込その他共済契約に関する行為については、当組合が行います。
- (3) 万一、当組合が当事者の地位を失った場合は、日火連が単独で共済契約上の責任を負い、補償を継続します。

5 個人情報の取扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、当組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当組合および日火連が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用することや提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）

ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先（取扱代理所を含みます。）、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

■契約等の情報交換について

当組合および日火連は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、一般社団法人日本共済協会、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

■再保険について

当組合および日火連は、この共済契約に関する個人情報を、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

詳しくは日火連ホームページをご覧ください。

<https://www.nikkaren.or.jp/>

【お客様の情報に関するお問い合わせ窓口】

兵庫県共済協同組合 個人情報保護管理者

TEL:0120-655-666

受付時間：平日 9:00～17:00（土日祝日および年末年始を除きます。）

6 継続契約について

当組合が、普通共済約款、特約、共済掛金率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通共済約款、特約、共済掛金率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や共済掛金が継続前の共済契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一事故が発生した場合は

1. 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと共済金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) この共済契約と補償が重複する他の共済契約や保険契約がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

2. 共済金の支払請求時に必要となる書類等

共済金のご請求にあたっては、共済金請求書（当組合所定）に加え、ご加入いただく共済種類の普通共済約款・特約の＜共済金のご請求の際に必要な書類等＞に定める書類等をご提出いただきます。詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

3. 共済金のお支払い時期

当組合は、前項の書類をご提出いただく等、約款に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、当組合が共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

4. 代理請求制度

この共済では、共済金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち当組合所定の条件を満たす方が、代理人として共済金を請求することができます。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

5. 共済金請求権の時効

共済金請求権につきましては、時効（3年）がありますのでご注意ください。

6. 共済金支払後の共済契約

I 契約概要 **II 新総合火災共済** **3 主な補償内容** (P.2) **IV 新総合火災共済以外の共済商品** **3 主な補償内容** (P.4) 内の損害共済金※1のお支払い額が1回の事故につき共済金額※2の80%に相当する額を超えた場合、ご契約はその共済金支払いの原因となった損害の発生した時に終了します。なお、80%に相当する額を超えない限り、共済金のお支払いが何回あっても共済金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。

※1 通貨等の盗難の場合などを除きます。

※2 ご契約の共済金支払基準が「新価」の場合で、共済金額が再調達価額を超えるときは再調達価額、共済金支払基準が「時価」の場合で、共済金額が時価額を超えるときは時価額とします。

ご契約が終了した場合は、以下のとおりの取扱いとなりますのでご注意ください。

共済期間	払込方法	共済掛金のお支払い・返還について
1年以下	一時払	すでにお支払いいただいた共済掛金は返還しません。
長期契約	長期年払	事故年度にすでにお支払いいただいた共済掛金は返還しません。
	一時払 (長期一括払)	事故年度以降の期間に対応する共済掛金を返還します。

この重要事項説明書に記載のない事項については、ご契約いただく共済種類の普通共済約款・特約をご確認ください。

●約款（PDF版）はコチラ（兵庫県共済協同組合ホームページ内）



新総合火災共済のご契約



新総合火災共済以外のご契約

●ご契約後のWeb約款はコチラ（全日本火災共済協同組合連合ホームページ内）



※組合員番号と契約証書番号が必要となります。

相談・苦情・お問い合わせなどのご連絡は

当組合への相談・苦情・お問い合わせは

下記にご連絡ください。

0120-655-666
(通話料無料)

兵庫県共済協同組合

受付時間：平日 9:00～17:00
(土日祝日および年末年始を除きます。)

事故が発生した場合は

すみやかに取扱代理所または下記にご連絡ください。

0120-655-666
(通話料無料)

兵庫県共済協同組合

受付時間：平日 9:00～17:00
(土日祝日および年末年始を除きます。)

当組合との間で問題を解決できない場合は

全日本火災共済協同組合連合会（日火連）でも、ご相談および苦情を受け付けております。

0120-562-630
(通話料無料)

全日本火災共済協同組合連合会
(日火連) 火災共済相談受付センター

受付時間：平日 9:00～17:00
(12:00～13:00、土日祝日および年末年始を除きます。)

当組合および日火連でも問題解決できない場合は

下記の一般社団法人日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。

03-5368-5757

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

受付時間：平日 9:00～17:00
(土日祝日および年末年始を除きます。)